

市立の空き病床枠↓民間に譲り

救急拠点病院に

市公募へ 医療法特例を活用

川崎市が救急医療の「最後の砦」の整備に乗り出す。市立病院で使っていない病床の枠を民間病院に譲り、その枠を活用して24時間365日、救急搬送を受け入れる拠点病院になつてもらう。医療法の特例を使った今回の救急体制の整備手法は全国初という。

4日の市議会予算審査特別委員会で、三宅隆介氏（無所属）の質問に答えた。

川崎市は、重症患者を救急車で運ぼうとした際に受け入

れる病院が決まらずに現場で30分以上待機した割合が、2009年まで3年連続で指定市の中で最悪だった。一方、消防法改正で、自治体は受け

入れ先を4回以上照会し、かつ30分以上待機した救急車を必ず受け入れる病院を確保しなくてはならなくなった。

市内には既に県の計画に基づく基準数を超えた病床があり、救急病院が単純に増床して体制を強化することは不可。このため、地域の課題を解決するためなら複数の公立病院が民間に病床を移すことを認めた医療法の特例を、全国で初めて救急体制の整備に使うことにした。

活用するのは、市立川崎病院の20床と井田病院の42床。川崎病院は医師や看護師の不足で休床中、井田病院は改築

に伴って減らす予定だった。

今回整備する「初期救急型拠点病院」は、心肺停止など3次救急の対象となる患者を除く重症者の初期診療に特化する。他の救急医療機関で受け入れられない患者が出た場合の搬送先となる。こうした拠点病院も県内初となる。

市は希望する病院を公募。市地域医療審議会の審査で1、2施設を選ぶ。国の許可を得て12年度中の開設を目指す。市の坂元昇医務監は「医療機関が手を挙げて拠点病院が実現すれば、救急搬送の状況は大幅に改善される」と期待する。